

基本的な考え方

- こども基本法の成立（令和4年6月）を踏まえ、全ての子供について、教育基本法にのっとり教育を受ける機会を等しく与えることが必要。
- 教育行政を所掌する文部科学省は、こども家庭庁と連携を図りながら、設置者・施設類型・校種を問わず、全ての子供に質の高い幼児期及び架け橋期（5歳児～小学校1年生の2年間）の教育を保障することが必要。
- 本報告書は、今後求められる幼児期及び架け橋期の姿を明らかにし、その姿を実現していくことが教育の質保障であると考え、幼保小の実務家・有識者等による検討を重ね、取りまとめたもの。

具体的方策

< 1. 幼児期及び架け橋期の教育 >

- ① 幼児教育施設は、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、小学校以降の基盤となる資質・能力を育成。小学校は、小学校学習指導要領に基づき、幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を実施。
- ② 架け橋期の教育の充実
 - ・架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立
 - ・幼保小の人事交流の推進、架け橋期のコーディネーター等の育成
 - ・幼保小の管理職や幼児教育施設の教育・保育者、小学校の教師に対する研修の充実
- ③ 特別な配慮を必要とする子供への教育
 - ・幼保小と母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化
 - ・障害のある子供や外国籍等の子供などへの配慮や支援
 - ・諸外国における子供の多様性の捉え方と幼保小の接続期の支援・体制に関する調査研究の推進

< 2. 幼児教育を支える幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と教育環境 >

- ① 優れた人材の計画的な確保・定着
- ② 研修の体系化及び外部研修と園内研修を往還する研修の実施
- ③ 幼児教育施設の勤務環境の改善
 - ・管理職等のマネジメント能力・リーダーシップの向上
 - ・外部専門職等の積極的活用
 - ・ICT環境の整備の推進、子供の発達に応じたICTの活用
- ④ 幼児教育施設の安全・安心な環境の確保

< 3. 家庭や地域との連携 >

- ① 未就園児への幼児教育施設の機能と施設の開放
- ② 幼児教育施設の日々の教育実践（遊びを通しての総合的な指導）における教育の意図や環境の構成の工夫、幼児の学びについて、ICTを活用した「見える化」による家庭や地域との信頼・協力関係の構築

< 4-1. 地方自治体の役割 >

- ① 地方自治体における幼児教育推進体制の構築
- ② 幼児教育アドバイザーの育成と派遣

< 4-2. 国の役割 >

- ① 幼児教育の調査研究拠点の整備及び研究ネットワークの構築
- ② 大規模縦断調査の実施
- ③ 幼児教育の質の評価に関する手法開発及び実証研究の推進